

(案)
契 約 書

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1 委託業務名 | 道路情報提供装置点検業務 |
| 2 履行場所 | 一般国道106号ほか 岩手県内全域 |
| 3 履行期限 | 契約日 から
令和3年3月31日まで |
| 4 委託料 | 金 円
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円) |
| 5 契約保証金 | 金 円 |

岩手県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、上記業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか、業務委託設計書及び仕様書に従い誠実に実施するものとする。

（業務工程表）

第2条 受注者は、委託業務に係る業務工程表（様式第1号）を作成し、この契約締結後5日以内に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務工程表の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不相当と認めるときは、受注者と協議するものとする。

（調査職員）

第3条 発注者は、調査職員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

（主任技術者）

第4条 受注者は、委託業務の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、この契約締結後5日以内に主任技術者通知書（様式第2号）により発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

（権利義務等の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務内容の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、履行期限又は委託料を変更する必要があると認められるときは、発注者、受注者協議してこれを定める。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、発注者、受注者協議して定める。

(履行期限の延長)

第8条 受注者は、天災等その責めに帰することができない理由により履行期限内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して定める。

(損害の負担等)

第9条 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合については、この限りではない。

(完了報告及び完了確認等)

第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、速やかに成果品を添えて完了報告書（様式第3号）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する報告書等を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に適合しなかったときは、発注者の指示に従い、直ちにこの契約に適合させるための措置をとらなければならない。この場合においては、当該措置の完了を委託業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

4 発注者は、第2項の検査によって委託業務の完了を確認したときは、直ちに、成果品の引渡しを受けなければならない。

(委託料の支払い)

第11条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請求書（様式第4号）により発注者に委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

3 発注者が、その責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に同項の検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、約定期間から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間を超えた日において満了したものとみなす。

(前金払)

- 第12条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に準じ、保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、発注者に対して委託料の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができる。
- 2 受注者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 4 業務内容の変更その他の理由により、著しく委託料を増額したときは、増額後の委託料の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
 - 5 業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者、受注者協議して返還額を定める。
 - 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金の支払いを請求することができる。

(瑕疵担保)

- 第13条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害の賠償の請求は、第10条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内にこれを行わなければならない。ただし、当該成果品の瑕疵が、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は5年とする。

(履行遅延における損害等)

- 第14条 受注者が、その責めに帰すべき理由により履行期限（第8条の規定に基づく変更後の履行期限を含む。以下同じ。）までに委託業務を完了することが出来ない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込があると認めるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.7パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、受注者に対して、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

- (2) 正当な理由がなく、着手期限を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したため契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 第17条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時情報システム開発の業務等の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、必要と認めるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を受注者に支払うことができる。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第16条 発注者は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときはこの契約を解除することができる。

- 2 第7条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となるとき。
 - (2) 第7条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5の期間を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が、契約に違反したため委託業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(不当介入に対する措置)

第18条 受注者は、受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察にも通報しなければならない。

(調査等)

第19条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者の委託業務の処理状況について調査し、若しくは受注者に報告を求めることができる。

(秘密の保持等)

第20条 受注者は、委託業務の実施に当たって知り得た事項を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

(データ等の権利の帰属)

第21条 委託業務の実施のため発注者が受注者に提供した入力資料、システム設計書及びプログラム並びに委託業務の実施により提出された成果報告帳票並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ（以下「データ等」という。）に関する一切の権利は、発注者に帰属する。

(データ等の管理)

第22条 受注者は、データ等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理に当たらなければならない。

2 発注者は、受注者に対して、前項に係る受注者の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第23条 受注者は、委託業務に係るデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第24条 受注者は、発注者の指示によるものを除き、委託業務に係るデータ等を複写し、又は複製してはならない。

(データ等の運搬)

第25条 委託業務に係るデータ等の運搬は、すべて受注者の責任で行うものとし、その経費は受注者の負担とする。

(データ等の廃棄)

第26条 受注者は、委託業務完了後において、データ等の廃棄を行う場合は、あらかじめ発注者の承認を得るものとし、廃棄に当たっては、抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分しなければならない。

(補則)

第27条 この契約について疑義を生じたとき、若しくはこの契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者、受注者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書各2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

発注者 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

受注者

様式第3号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住所
受託者
氏名 印

完了報告書

令和 年 月 日 次の業務を完了したので報告します。

委託業務名	業務委託
履行場所	群 町 字 地内 市 村
委託金	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日 着手 令和 年 月 日 完了

調査員	令和 年 月 日 確認済	印
-----	--------------	---

様式第4号

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住所
受託者
氏名 印

請 求 書

次のとおり請求します。

請 求 金 額	金 円 (金)
委 託 業 務 名	業務委託
履 行 場 所	群 町 字 地内 市 村
委 託 金	金 円

前回までの受領済額の内訳

前払金	円	第2回	円
第1回	円	計	円

振込先 銀行名

(注) 1 請求金額(銀行 店 預金 口座番号 金)欄には、請求の別を前払金、部分払又は、精算払と表示すること。